

佐賀県告示第 53 号

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 4 項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路を次のとおり指定し、併せて、同令第 10 条第 2 項の規定に基づき、当該道路の通行方法を次のとおり定める。

令和元年 7 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 指定する道路の路線名及び区間

道路の種類及び 路線名	区間
一般国道 204 号	伊万里市黒川町塩屋字浜開 502 番 12 地先から 伊万里市瀬戸町字長仙坊 1352 番 1 地先まで
	伊万里市木須町字下見上 4209 番 1 地先から 伊万里市二里町大里字神林甲 2247 番 2 地先まで
	伊万里市二里町大里字古屋田乙 53 番 1 地先から 伊万里市山代町久原字大波瀬 3975 番 1 地先まで
一般国道 208 号	佐賀市南佐賀一丁目 242 番 3 地先から 佐賀市本庄町大字本庄字一本黒木十三角 195 番 16 地先 まで
一般国道 500 号	鳥栖市幡崎町字牛相 1704 番地先から 鳥栖市姫方町字嫁坂 351 番 6 地先まで
県道 鹿島嬉野線	鹿島市大字高津原字三本松 3104 番 8 地先から 嬉野市嬉野町大字下宿甲 4712 番 3 地先まで
県道 佐賀空港線	佐賀市川副町大字犬井道字国造搦 9476 番 188 地先から 佐賀市本庄町大字袋字一本柳 291 番 1 地先まで
県道 相知巖木線	唐津市相知町鷹取字下原 1930 番 2 地先から 唐津市巖木町巖木字下巖木 714 番 3 地先まで

2 指定する期日 令和元年 7 月 31 日

3 通行方法

次の通行方法によらなければならない。

(1) 交差点における左折にあたっての誘導

次の表の第 1 欄の道路から第 2 欄の交差点を左折して第 3 欄の道路に入るときは、他の車両等（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 17 号に規定するものをいう。）又は自転車（以下「他の車両等」という。）との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
一般国道 208 号	佐賀市本庄町袋（本庄町袋交差点）	県道 佐賀空港線
鳥栖市道 永吉・重田線	鳥栖市幡崎町（グリーンロジスティックパーク鳥栖交差点）	一般国道 500 号

(2) 橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 47 条の 2 第 1 項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。